

受入事業主が講すべき措置に関する指針案の概要

受入事業主が講すべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたもの。内容は以下のとおり。

- 1 建設業務労働者就業機会確保契約の締結に当たっての就業条件の確認
- 2 建設業務労働者就業機会確保契約に定める就業条件の確保
- 3 送出労働者を特定することを目的とする行為の禁止
- 4 性別による差別の禁止
- 5 建設業務労働者就業機会確保契約の定めに反する事実を知った場合の是正措置等
- 6 送出労働者の雇用の安定を図るために必要な措置
- 7 適切な苦情の処理
- 8 労働・社会保険の適用の促進
- 9 適正な送出就業の確保
- 10 関係法令の関係者への周知
 - 11 送出事業主との労働時間等に係る連絡体制の確立
 - 12 送出労働者に対する説明会等の実施
 - 13 受入責任者の適切な選任及び適切な業務の遂行
 - 14 建設業務労働者の就業機会確保の役務の提供を受ける期間の制限の適切な運用
 - 15 建設業務労働者の就業機会確保の役務の提供を受けようとする期間に係る意見聴取の適切かつ確実な実施
- 16 受入事業主の労働者の雇用の安定
- 17 安全衛生に係る措置
- 18 職業紹介を受けることを予定して建設業務労働者の就業機会確保の役務の提供を受けることの禁止